関西新潟明訓会会則

(会の名称)

第1条 本会は、関西新潟明訓会(以下「同窓会」という。)という。

(本部・支部)

第2条 同窓会は、本部を大阪府に置く。本会の目的達成のために、支部を近畿圏に 置くことができる。

(目 的)

第3条 同窓会は会員相互の親睦と、母校の発展に寄与することを、目的とする。

(会 員)

第4条 同窓会の会員は、近畿圏に勤務、在住する新潟明訓高等学校(新潟夜間中学校、 明訓中学校、新潟明訓中学校)の卒業生とする。

(役員)

第5条 同窓会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 若干名

幹 事 若干名

監査役 若干名

(2) 役員は、同窓会において会員の中から互選する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、後任者が選任されるまでは 在任する。

(顧 問)

- 第7条 同窓会に名誉顧問及び顧問を置くことができる。
 - (2) 名誉顧問及び顧問は、同窓会及び役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員の職務)

- 第8条 会長は同窓会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
 - (3) 幹事は同窓会の諸般の事項を企画・運営する。また、事務局を代表幹事宅に置き、会務の運営を行う。
 - (4) 監査役は、会計を監査する。

(会 議)

- 第9条 同窓会に役員会を設ける。
 - (2)役員会は、正副会長、幹事、監査役、を以て構成し、同窓会の運営上、必要に応じて開催する。

(会 計)

第 10 条 同窓会の運営は、同窓会本部よりの活動費、寄付金及びその他の収入を以て あてる。

(会計年度)

第11条 同窓会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(会則の変更)

第12条 この会則は、同窓会において出席者の過半数の同意を得て、変更する ことができる。

(付 則)

- この会則は平成21年10月3日から施行する。
- この改正会則は平成25年10月5日から施行する。
- この改正会則(総会の廃止に関わる)は、平成28年10月16日から施行する。